

平成27年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

株式会社 神戸フェリーセンター

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項 指定管理に関する事務 ア 徴収した使用料を専用口座により管理すべきもの 会社はポートターミナルの管理を行う指定管理者である共同事業体の構成員として、駐車施設の使用料徴収業務を行っている。 協定書によれば、使用料は本市に帰属し、指定管理者は使用料を収納したときは予め本市に届け出た専用口座に入金しなければならないとされている。また、本市の公の施設の指定管理者制度運用マニュアルによれば、使用料収入等については、必ず指定管理者に専用口座を開設させて管理させることとされている。 平成25年11月までは、駐車施設使用料を指定管理専用口座(本市への届出なし)に入金していたが、それ以降は会社の他の支払い等も行う口座に入金を行っていた。 協定書に基づき専用口座を届け出て、その口座に入金すべきである。</p>	<p>使用料管理の専用口座については、当時の担当者が資金管理効率化のため専用口座を別の口座と統合したことにより発生していたが、すぐに従来使用していた専用口座での管理に改め、平成28年2月23日に市へ届出を行い3月1日より是正を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 港湾施設の使用許可を行うべきもの 神戸市港湾施設条例では、指定管理区域内の土地を使用させるためには指定管理者が使用許可を行うこととされている。 しかし、平成26年9月6日以前において、フェリー会社等に指定管理区域内の車両置場を利用させる際に会社が使用許可を行っていない事例があった。 適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>港湾施設の使用許可申請については、社内において保管している書類を調査したところ、ご指摘のとおりターミナル内ヤードの社用車の使用許可が平成26年度漏れていたため、みなと総局に報告のうえ、平成28年4月8日に精算を行った。なお、新ターミナルの再整備が完了した平成26年9月より是正し、現在は適切な制度運用を行っている。</p>	<p>措置済</p>